川崎市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、都市再生特別措置法（平成１４年法律第２２号。以下「法」という。）第１１８条の規定に基づく都市再生推進法人の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請）

第２条　法第１１８条第１項の規定による都市再生推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都市再生推進法人申請書（様式第１号）を市長に提出するものとする。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

（１）定款

（２）登記事項証明書

（３）役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

（４）法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面

（５）前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類

（６）当該事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類

（７）都市再生推進法人に指定される以前の市内での実績を１つ以上含めたまちづくり活動の実績を示す書面

（８）都市再生推進法人として活動を予定する地域を示す図面

（９）法第１１９条に規定する業務に関する計画書

（10）川崎市暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団でないこと又は同条第 2 号に規定する暴力団員若しくは同条第３号に規定する暴力団員等が所属していないことを示す誓約書

（11）前各号に掲げるもののほか、都市再生推進法人の業務に関し参考となる書類

（指定の基準等）

第３条　市長は、前条第１項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第１１８条第１項の規定により、当該申請者を都市再生推進法人として指定するものとする。

（１）まちづくりの推進を活動目的としていること。

（２）申請者又はその母体となっている組織に、市内での実績を１つ以上含めたまちづくり活動の実績があること。

（３）必要な人員の配置その他業務を適正に遂行するために必要な措置を講じていること。

（４）業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経済的基礎を有すること。
（５）関係行政機関や活動地域内の他の民間組織等と十分な連携を図ることができると認められること。
（６）都市再生推進法人の業務から得た収益をまちづくりに適切に還元することが認められること。
（７）川崎市暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団でないこと又は同条第２号に規定する暴力団員若しくは同条第３号に規定する暴力団員等が所属していないこと。
（８）法令順守、個人情報保護等の内部規定またはこれに相当する文書等を整備し、適切な運用が認められること。

２　市長は、申請者を都市再生推進法人として指定した場合は、都市再生推進法人指定書（様式第２号）により当該申請者に通知するとともに、法第１１８条第２項の規定により公示するものとする。

（名称等の変更）

第４条　法第１１８条第３項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（様式第３号）により行うものとする。

２　市長は前項の届出があったときは、法第１１８条第４項の規定により当該届出に係る事項を公示するものとする。

３　都市再生推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書（様式第４号）を市長に提出するものとする。

（事業の報告）

第５条　都市再生推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

２　都市再生推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、貸借対照表及び収支計算書又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

３　市長は、法１２１条第１項の規定により、業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、都市再生推進法人に対し、その業務に関し報告させることができる。

（改善命令）

第６条 市長は、法第１２１条第２項の規定により、都市再生推進法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、当該都市再生推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（指定の取り消し）

第７条　市長は、都市再生推進法人が次の各号のいずれかに該当するときは、法第１１８条第１項の規定による指定を取り消すことができる。

（１）前条の規定による命令に違反したとき。

（２）第３条第１項第７号又は第８号に該当しないこととなったとき。

（３）第２条第１項の申請をした当時に第３条第１項第７号に該当していなかったことが判明したとき。

２　市長は、行政手続法の規定により、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、原則として、聴聞を行うものとする。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、都市再生推進法人の指定等に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。